# 日本シニアテニス連盟九州地区 福岡県シニアテニス連盟会則

### 第1章 総則

- 第1条 本会は日本シニアテニス連盟九州地区福岡県シニアテニス連盟(通称 福岡 県シニアテニス連盟)と称する。
- 第2条 本会は福岡県に居住する(福岡県周辺部を含む)日本シニアテニス連盟(以下連盟という)会費及び福岡県シニアテニス連盟(以下県連盟という)会費を納入した会員をもって構成する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を深め、健康の増進、技術の向上を図り、連盟の事業 を発展させることを目的とする。

### 第2章 事業

- 第4条 本会は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。
  - ① 定期大会 ②交流大会 ③その他

# 第3章 組織

第5条 本会は県連盟(以下本部という)、県連盟福岡支部(以下福岡支部という) 及び県連盟北九州支部(以下北九州支部という)をもって構成する。 本部、福岡支部、北九州支部には理事若干名を置く。

## 第4章 役員

- 第6条 本会は、本部、支部に次の役員を置く。
  - ① 本部

会長、副会長2名、顧問、事務局担当理事1名、会計理事1名、会計監査2名(但し、副会長は福岡支部、北九州支部の支部長を兼任し、会計監査は理事の中から翌年度の担当者を選任する。)

② 支部

支部長、副支部長1名、事務局担当理事1名、会計担当理事1名、理事若干名(但し、支部役員は15名前後とする。)

- 第7条 役員は理事の互選により決定し、理事会で承認されるものとする。 (理事は役員2名以上の推薦により候補となり,支部理事は支部理事会を経 て定例理事会で承認されるものとし、本部役員は定例理事会で承認されるも のとする。)
- 第8条 役員の任期は2年(補選された役員は前任者の残存期間)とし、再任を妨げないが、最長4期8年を限度とする。但し業務上やむをえず必要とした場合は幹事会にはかり定例理事会で継続の承認を得るものとする。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会長に事故等がある時はその職務を代行する。 事務局担当理事は本会の事務全般を処理する。 会計理事は本会の会計を担当し、会計監査は本会の会計を監査する。

支部長は支部を代表し、支部の運営を統括する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故等がある時はその職務を代行する。

### 第5章 会議

- 第10条 本会には次の理事会を設ける。
  - 1 定例理事会
    - ① 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。
    - ② 定例理事会は年度末に開催し、会務報告の承認、会則の改廃、役員の選出、事業計画、予算並びに決算及びその他の事項等を審議決定する。
    - ③ 定例理事会は理事から議長を選出する。
    - ④ 会長は定例理事会の結果を踏まえて、事業報告、事業計画等を会員に送付する。
  - 2. 支部理事会
    - ① 支部長、副支部長、理事で構成する。
    - ② 支部理事会は春季と秋季の2度開催する。
    - ③ 春季は当年度の開催と運営を協議し、秋季は翌年度の企画と立案を行う。
    - ④ 理事の選任、その他支部の運営に関する事項を協議する。
  - 3. 臨時理事会(本部、支部共に) 理事の要望により、必要に応じて開催することが出来る。
  - 4. 本部幹事会
    - ①幹事会は会長、副会長、県事務局、県会計、副支部長、支部事務局担当で 構成する。
    - ②県連盟運営方針及び支部間の擦り合わせ。
    - ③その他の事項に関する調整。
    - ④幹事会は会長が必要に応じて招集する。
- 第11条 各理事会は構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状は出席と みなす
  - 2 理事会の議決は、出席者の過半数により決する。

#### 第6章 会計

- 第12条 本会の運営経費は年会費、大会参加料その他をもって当てる。
- 第13条 年会費は1,000円とする。
- 第14条 本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

# 第7章 付則

第15条 本会則は平成16年4月1日より実施する。

制定 平成16年4月1日

改正 平成19年4月1日 会計年度の変更

改正 平成22年12月7日 支部の制定、理事会、役員の人数等

改正 平成25年12月11日 役員追加、理事任期、県幹事会新設等